

提言

行政記録情報の活用に向けて



令和2年（2020年）9月18日

日本学術会議

経済学委員会

数量的経済・政策分析分科会

この提言は、日本学術会議経済学委員会数量的経済・政策分析分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議経済学委員会数量的経済・政策分析分科会

委員長	西山 慶彦	(連携会員)	京都大学経済研究所教授
副委員長	福重 元嗣	(連携会員)	大阪大学大学院経済学研究科教授
幹事	宇南山 卓	(連携会員)	京都大学経済研究所教授
幹事	小原 美紀	(連携会員)	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	大竹 文雄	(第一部会員)	大阪大学大学院経済学研究科教授
	北村 行伸	(第一部会員)	立正大学経済学部教授
	市村 英彦	(連携会員)	アリゾナ大学経済学部教授・東京大学大学院経済学研究科教授
	大森 裕浩	(連携会員)	東京大学大学院経済学研究科教授
	川崎 茂	(連携会員)	日本大学経済学部特任教授
	川崎 能典	(連携会員)	統計数理研究所モデリング研究系教授
	国友 直人	(連携会員)	明治大学政治経済学部特任教授
	西郷 浩	(連携会員)	早稲田大学政治経済学術院教授
	塩路 悦朗	(連携会員)	一橋大学大学院経済学研究科教授
	瀬古 美喜	(連携会員)	武蔵野大学経済学部教授
	宮越 龍義	(連携会員)	法政大学理工学部経営システム工学科教授
	美添 泰人	(連携会員)	一般社団法人新情報センター会長・青山学院大学名誉教授

本提言の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	高橋 雅之	参事官(審議第一担当)
	酒井 謙治	参事官(審議第一担当) 参事官補佐
	實川 雅貴	参事官(審議第一担当) 審議専門職付

要 旨

1 作成の背景

経済学分野では、新しい情報技術や分析手段の登場によって、これまで以上にデータの重要性が高まっている。一方、政策決定の分野では、的確で客観的な資料・情報にもとづいて日本社会・経済についての現状を正しく理解し、日本社会・経済を構想していくため、証拠に基づく政策決定（Evidence Based Policy Making: EBPM）が推進されている。こうした動向を踏まえ、数量的経済・政策分析分科会では、日本における経済・政策分析の深化のための新たな情報源として行政記録情報等を活用する必要があると認識し、その活用に向けた議論のため以下の通り提言を行う。

2 現状及び問題点

社会・経済の構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門がEBPMを推進する必要がある。その情報基盤として、これまでの調査に基づく統計だけでなく、通常の行政業務に伴い蓄積される情報、すなわち行政記録情報を活用することが重要である。

行政記録情報には、長期間の雇用関係や所得の推移など、既存の統計調査で得られる情報を補完する貴重な情報が含まれている。その活用によって既存の統計では得ることのできない知見が得られる。たとえば、社会保険の加入履歴によって生涯所得の水準を把握できれば、社会保障制度の受益と負担の構造を明らかにでき、税制などの評価が可能となる。

研究対象が社会そのものである社会科学分野では、その社会で利用可能な情報が研究の質を決定する。行政記録情報の活用が進む国ほど研究対象としての魅力が高まり、より多くの研究者の関心を集めることができ、さまざまな課題の解決を促進する。その意味で、データの整備には国際競争の側面があり、迅速に進めることが国民全体の福祉に貢献する。

情報技術の発展に伴い膨大な情報量を持つ行政記録情報を管理・分析することは容易になっており、データの活用体制を整備すること自体は難しくない。しかし、どのような目的でどのような情報を活用するべきかの判断は自明ではない。社会・経済の構造や行政手続きにも依存するため、他国での経験がそのまま日本に適用できるものでもない。行政記録情報の活用は、政府内だけで検討するのではなく、その主たるユーザーとなる経済学・政策評価分野の研究者との連携を模索していくべきである。

政府活動は多岐にわたっており、すでに膨大な行政記録情報が蓄積されている。しかも、その整理はすでにされており、利用可能なものから順次活用を開始すべきである。特に、税務関連の行政記録は、各個人の経済活動の基礎となる所得の情報を含み、格差などの重要政策課題と関連するため、経済学的な観点から重要である。

行政記録情報には高度な個人情報が含まれる可能性があり、適切な管理は不可欠である。法律的な枠組みにのっとり、適正な利用が促進できる運用体制を整備すべきである。

3 具体的な提言内容

行政記録情報の活用に向けて以下の4項目の提言を行う。

(1) 行政記録情報の整備の加速

EBPMの推進のために、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室を中心に行政記録情報の整備・開示を加速する必要がある。特に税務関連の行政記録は最優先で活用を図るべきであり、国税庁長官官房および総務省自治税務局と連携しての対応を期待する。情報の開示にあたっては、集計された情報を公開するのではなく、ミクロレベルでの開示が望ましい。個人情報保護の観点から匿名化処理などの情報の秘匿は必須であるが、データの有効活用に向けた試行錯誤のためにも集計前の情報の開示が不可欠である。

(2) 経済学・政策評価分野の研究との連携

行政記録情報の活用には、データの保存・処理といった技術面、個人情報保護などの法律面の知見は不可欠である。同時に、学術研究の資料とするには、情報の性質、信頼性、活用方法をデータ利用の観点から明らかにする必要がある。内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室は、その検討のために、データの社会科学、特に経済学・政策評価分野の研究者との連携を進めるべきである。

(3) 「行政機関の保有する個人情報保護法」の規定に関するガイドラインの整備

行政記録情報を学術目的で利用することは、「行政機関の保有する個人情報保護法」の規定の範囲内である。原則として行政機関の保有する個人情報は第3者への提供が禁じられているが、「学術研究の目的」においては提供可能である旨が明記されている。総務省行政管理局には、この規定を運用して学術利用を可能とするために、利用に関するガイドラインの制定を求める。

(4) 統計調査との連携

行政記録情報を活用していくことは、統計調査の価値を下げるものではない。行政記録情報と統計調査を両輪として、政府の統計情報全般の品質向上を目指すべきである。行政記録情報は統計調査を補完するものであり、既存の統計資源の削減につながらないことを求める。各府省のEBPM統括責任者においては、管轄業務における行政記録情報と統計調査を一元的に管理することで、統合された情報の整備を望む。また、統計調査と行政記録が照合を可能とすることで、両者の価値を高めることができる。今後の統計調査において、マイナンバーを調査項目に含める可能性を探るなど、連携を目指すことが望まれる。

目 次

1	行政記録情報を巡る現状	1
(1)	行政記録情報の活用に向けた政府の対応	1
(2)	国際的にみた行政記録情報の利用状況	2
2	行政記録情報の活用の方法と課題	4
(1)	活用すべき行政記録情報	4
(2)	行政記録情報の活用に向けた学術の役割	4
(3)	行政記録情報の活用にあたっての留意点	5
3	提言：行政記録情報の活用に向けて	7
(1)	行政記録情報の整備の加速	7
(2)	経済学・政策評価分野の研究者との連携	7
(3)	「行政機関の保有する個人情報保護法」の規定に関するガイドラインの整備	8
(4)	統計調査との連携	8
	<参考文献>	9
	<参考資料1> 審議経過	11

1 行政記録情報を巡る現状

(1) 行政記録情報の活用に向けた政府の対応

限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が証拠に基づき政策決定（Evidence Based Policy Making: EBPM）を推進する必要がある[3]。EBPM とは、的確で客観的な資料・情報にもとづいて日本社会・経済についての現状を正しく理解し、日本社会・経済を構想していくための手段であり、その推進にはこれまでの統計調査に基づく情報だけでなく、幅広い情報等の活用が求められる。近年の情報技術の発展に伴い、通常の行政業務に伴い蓄積される情報、すなわち行政記録情報を学術研究・政策分析の新たな情報源として利用することが可能となってきた。日本政府も「官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）」において、こうした情報を活用することで「国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与すること」を目指すとしているところである。

これまで、政策の意思決定においても学術研究においても、社会・経済の状況把握のための主たる情報源は、統計調査に基づき構築される統計であった。しかし、蓄積されつつある行政記録情報は、統計調査と並ぶ重要な情報源となりうる。行政記録情報には、既存の統計調査で得られる情報を補完する貴重な情報が含まれており、その活用によって学術的にも政策提言上も既存の統計では得ることのできない知見が得られる。

現在、政府は行政記録情報の活用の第一歩として、公的統計の基礎情報として利用することを検討している。いわゆる「骨太の方針」（『経済財政運営と改革の基本方針』）の中でも「行政記録情報やビッグデータなどの新たなデータ源についての効率的な利活用の推進（2016年）」や、「行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する（2019年）」ことが明記されている。さらに、こうした基本方針に基づき、行政記録情報を実際に活用する方法、考えられる課題について具体的な検討も進めている[6]。

統計目的での行政記録の活用については、1995年にはすでに統計審議会（統計委員会の前身）の答申の中で「行政記録は大量にあり、行政情報収集の簡素化・効率化及び報告者負担の軽減の観点から」重要であると指摘されていた[4]。しかし、政府の主体的な取り組みとして意識されるようになったのは、膨大な情報を処理できるようになった最近のことである。その意味で、現在こそこの提言を発出する意義がある。

行政記録情報を政府統計の新たな情報源とすることは、国際的な潮流に沿ったものである。たとえば、米国の経済統計の今後を展望した論文では、20世紀において政府統計の中心であった統計調査では、経済の早い変化を、適時に、多様化した統計ニーズに合わせて情報提供をしていくことは困難だとされた。その上で、21世紀においては、行政記録情報を含む多様なデジタルデータを活用して、多面的かつスピーディーに統計を作成していくことが欠かせないと指摘されている[12]。また、英国の経済統計制度を評価した報告においても、調査コストの低減や事務作業の軽減のために行政記録情報の統計作成への活用の必要性が強調されている[7]。

しかし、こうした状況にもよらず、各国ともに行政記録情報の統計への活用はほとん

ど進んでいない。日本については、学術の立場から行政記録情報の統計作成への活用状況を評価した報告書[5]において、事業所に関する一部の行政記録情報が事業所母集団情報の整備に利用されているが、それ以外の活用が進んでいないと指摘されている。特に、税務データの活用について、多くの成果が期待されるにもかかわらず進展がほとんどないことが指摘されている。

政府は、官民データ活用推進基本法や関連法の整備を通じて、行政記録情報を統計目的で活用していく方針をすでに示している。今後は、その取り組みをさらに加速させていくことが必要である。

(2) 国際的にみた行政記録情報の利用状況

行政情報の活用方法は、統計作成だけではない。実際に行政記録情報が活用されている海外の事例からは、統計作成目的のみならず、行政記録情報を直接分析することで学術研究の資料とすることも重要であることが示唆される。たとえば、税務情報に基づき資産・所得の動態を分析しているデンマークの事例が有名である[11][13][14]。行政情報を活用することで、統計調査によって収集されてきたこれまでのデータとは、サンプルサイズの点でも情報量の点でも優位性のある情報が利用可能とされている。日本でも、行政記録を用いた経済分析の可能性を検討すべきである。

行政記録情報は、通常の行政業務を通じて収集されるため、情報の収集コストを小さくすることができる。たとえば、世帯の所得を統計調査によって収集しようとするれば、個人にさまざまな帳簿を記録してもらい必要があり、忌避感も強いものとなる。それに対し、税務関連の情報が活用できれば、統計調査に協力するためだけの作業をする必要がない。こうした行政記録情報の性格は、情報収集のコストを節約するだけでなく、結果としてより正確な情報を集めることに寄与することができる。

こうした新たな情報は、個別の個人や企業の行動に新たな光を当てることになり、特に経済学研究の発展に大きく資することになる。すなわち、行政記録情報の活用によって、よりの確で客観的な資料・情報にもとづいて日本社会・経済についての現状を正しく理解し、将来の日本社会・経済を構想していくための学術的および政策評価のための基盤を整備することができる。

現在までのところ、政府の方針では統計作成の目的以外での活用については十分に検討されておらず、対応の遅れが懸念される。行政記録情報を迅速に学術研究に活用することは、個々の研究者の研究を発展させるだけではない。研究対象が社会そのものである社会科学分野では、その社会で利用可能な情報が研究の質を決定する。行政記録情報の活用が進む国ほど研究対象としての魅力が高まり、より多くの研究者の関心を集めることができる。経済学や政策分析の分野での知見が蓄積すれば、さまざまな課題の解決を促進することができ、国民全体の福祉の向上に貢献できる。

その意味で、行政記録情報の活用を迅速に進めることは、国際競争の側面も持っている。行政記録情報の活用で先行する北欧諸国では、匿名化された複数の行政記録情報が

学術研究者に（限定的ではあるが）開示されており、他国ではできない分析が可能となっている。そのアドバンテージのために、国際的にも研究者の関心が北欧諸国に集まっている[7][10][11]。その結果、格差拡大のメカニズムの解明や税制がもたらす非効率性のより適切な評価が進んでいる。米国の学術界では、行政記録情報を用いた実証分析が北欧諸国ほどに進んでいない現状について、世界における社会科学の実証分析を主導してきた米国の地位を揺るがしかねないとの危機感が表明され、米国も行政記録情報に基づくデータを研究者に開示すべきであるという意見が出ているほどである[9]。GDPで世界第3位の経済大国である日本において、ユニークなデータが利用できるようになれば、世界の研究者の興味を引き付けることができる。行政記録の学術活用に向けて、官民データ活用推進基本法の考え方を適用することで、できる限り早く対応することが重要である。

2 行政記録情報の活用の方法と課題

(1) 活用すべき行政記録情報

政府は官民データ活用推進基本法に基づき、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）を策定している。その一環として、国等が保有する行政データの全体像を明らかにする調査である「行政保有データの棚卸し」が実施され、その結果が公表されている[2]。

その結果によれば、各府省庁が所管する法令において規定される行政手続等は、2017 年 3 月 31 日時点で約 57,688 件存在し、政府はその手続きにおいて得られるデータとして 39,219 件のデータを管理している。さらに、そのうち 8,738 件はデータベースとして管理されており、他に電子媒体で管理されているデータ 3,025 件を保有している。潜在的には、これらが活用可能な行政記録情報である。

また、この行政手続きに基づく保有データとは別に、通常統計調査などを通じて収集されたデータやすでに業務統計として公表されているデータとして 995 件のデータを保有している。これらのうち、統計調査以外のものはこれまで学術研究者に十分に活用されているとは言えず、この提言の対象となる。

この「行政保有データの棚卸し」調査は、利用可能な行政記録情報を網羅的に整理するものであり、本分科会として高く評価したい。今後は、その成果を活用して、準備のできているデータから順次学術利用のために開示を進めるべきである。

もちろん、すべての行政記録情報の開示を同時にすすめることはできないため、優先順位は必要である。多くの行政記録情報の中でも、経済厚生に直結する所得に関する情報が入手可能な税務に関連した行政記録情報を最優先で整備すべきと考えられる。課税情報から、経済厚生の最も基本的な指標である所得の情報を得ることができる。経済格差や再分配などの状況を把握したり、経済政策の効果を計測したりすることを可能とする。日本の政策課題とも直結する情報であり、利用が可能となればそのインパクトは大きい。

(2) 行政記録情報の活用にむけた学術の役割

政府は、これまでのところ、行政記録情報の活用方法として、公的統計の基礎情報として利用することを中心に検討をしている。そのために、政府が独自に集計をすることで業務統計を作成し、公表する取り組みを進めている。たとえば、「官民データ活用推進基本法」に基づくオープンデータへの取り組みなどは、この方向の活用である。

こうした取り組みを加速させ、膨大な行政記録情報を活用し、有用な情報を抽出し政策評価等につなげていくことが重要である。どのような行政記録情報が、どのように活用できるかは自明ではなく、学術的研究に基づく試行錯誤をしていくことが不可欠である。そのためにも、学術研究者に開示されるべきは、集計・加工された情報ではなく、

個々の経済主体の活動が観察できるミクロレベルの情報である。個人情報保護の観点から匿名化処理などの情報の秘匿は必須であるが、個人の意思決定の帰結を分析するには集計前の情報の開示が不可欠である。

たとえば、デンマークでは、所得税や資産税の納税記録、社会保険の納付記録を個人番号で照合したデータが一定の条件を満たす研究者に開示されている。こうした行政記録情報は通時的にも照合可能であり、同一個人情報を継続して観察できる「パネルデータ」が構築されているのである[8]。資産は貯蓄（所得から支出を引いたもの）に応じて変化することから、所得と資産のデータから家計支出の計算も可能である。資産・所得・消費は、経済活動の分析のもっとも基本的な情報でありながら、既存の統計調査では正確な把握が困難な変数とされてきた[1]。そのため、行政記録情報を活用することで正確な個人パネルデータを構築することには大きなメリットがある。

また、同じくデンマークでは、日本の住民基本台帳相当のデータと年金保険の加入情報とを接続したデータも利用できる。個人の結婚・離婚・子供の出生などの履歴を把握しつつ、収入や就業上の地位を観察することができるため、子供の出生が母親の就業状態や所得にどのような影響を与えるかが分析されている[13]。

こうした行政記録情報の活用方法は、当初から完全に想定できるものではない。所得・消費の決定や、出産が女性の賃金や昇進確率に与える影響などは日本の政策課題に直結する重要なものであるが、海外の事例をそのまま日本に適用できるものではない。たとえば、日本には個人資産を網羅的に把握する行政情報は存在していないし、年金の加入情報には従業上の地位の情報はない。社会・経済の構造も行政手続きも異なるため、日本の行政記録情報の状況に応じた修正が不可欠である。その修正のための試行錯誤をすることこそが学術研究の役割である。

行政記録を直接分析するような学術研究は、行政記録情報を使って統計を作成する際にも有益である。たとえば、行政記録情報で得られる情報が、既存の統計調査で得られる情報とどのように関連するのか、どちらがより信頼できるのかなどが検討できる。その検討なしに基礎情報を統計調査から行政記録情報に切り替えてしまえば、統計の継続性がなくなり大きな混乱をもたらす。デンマークの事例では、行政記録情報から構築された家計収支の情報と、通常の家計収支にかかる統計調査の結果を（個人番号を用いて）照合し、整合性を確認する研究がされている[14]。こうした研究の積み重ねが求められる。

(3) 行政記録情報の活用にあたっての留意点

行政記録情報に基づくデータを活用していく際に、最大の課題は個人情報の取り扱いである。特に、最優先で活用すべき税務データでは、個人の所得などの情報を含んでおり、高度なプライバシーへの最大の配慮が求められる。

政府の保有する行政記録に含まれる個人情報は、もっとも包括的には「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）」によって保護され

ている。この法律の枠組みの中で、なおかつ分析への影響を最小限にするようなデータの利用方法は今後検討を進めることが求められる。

既存の調査統計の枠組みでは、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)」において、個人情報秘匿する技法がまとめられている。基本的には、同様の手法で学術研究者向けのデータを整備することが有用である。

当該ガイドラインで取り上げられる手法の中でも、氏名・住所・個人識別番号などの情報の削除、特殊な属性を秘匿するためのトップ・コーディングやグルーピングなどは、行政記録を開示していくためにも必須の処理である。さらに、分析への影響が小さいように工夫された誤差をあえてデータに加える手法も存在しており、その適用も検討が必要である。さらに、北欧諸国での事例では、個人情報の適切な管理を担保するために、データの利用を国内の研究者とその共同研究者に限定している[8]。こうした制限によっても、学術的に重要な研究を遂行することはできており[8][9][10][11][13]、日本においても適用すべき条件と考えられる。

ただし、行政記録情報は完全には統計調査を代替できないことには留意が必要である。行政記録情報は、定められた行政手続きに基づき情報を収集するため、行政手続きの存在しない分野については存在しない。たとえば、申告の必要のない少額の所得の受け取りは税務データでは把握できない。また、家事労働に関する情報は、行政手続きとは無関係であり行政当局には把握できない。さらに、脱税などの違法行為も、定義により行政記録情報では捕捉できない。むしろ、行政記録情報の活用のためにも、正確な母集団の把握の必要性が高まるため、統計調査の役割が重要になる可能性すらある[7][12]。

3 提言：行政記録情報の活用に向けて

これまでの考察に基づき、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、総務省行政管理局、国税庁長官官房、総務省自治税務局、総務省政策統括官（統計基準担当）および各府省のEBPM 統括責任者に対し、行政記録情報の活用に向けた以下の4項目の提言を行う。

(1) 行政記録情報の整備の加速

的確で客観的な資料・情報にもとづいて日本社会・経済についての現状を正しく理解し、日本社会・経済を構想していくには、行政記録情報の整備・開示を加速する必要がある。こうした取り組みにより、日本および世界の研究者の日本経済への関心を高めることができる。経済学・政策分析分野の多くの研究者の知見を動員することで、日本の政策課題を解決するより良い方策が発見できる可能性が高まり、国民全体の福祉に貢献する。

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室による「行政保有データの棚卸し」を通じて、利用可能な行政記録情報を整理した取り組みは、本分科会として高く評価する。今後も、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室を中心にその成果を活用して、準備のできているデータから順次開示を進めるべきである。中でも、税務関連の行政記録情報は最優先で整備されるべきであり、税務関連情報を所管する国税庁長官官房および総務省自治税務局と連携しての対応を期待する。

情報の開示にあたっては、集計された情報を公開するのではなく、個別の経済主体ベースでのデータの開示が望ましい。個人情報保護の観点から匿名化处理などの情報の秘匿は必須であるが、情報の有効利用には個別データが不可欠である。

(2) 経済学・政策評価分野の研究者との連携

行政記録情報を、学術研究の基礎資料として活用することは、国際的な潮流とも整合的であり進めるべきである。その活用には、データの保存・処理といった技術面、個人情報保護などの法律面の知見は不可欠である。同時に、行政記録情報を用いた社会・経済の分析をする立場から、情報の性質、信頼性、活用方法を明らかにすることが必要である。

どのようなデータがどのような分析に活用可能かは自明ではなく、データの主たるユーザーとなる経済学・政策評価分野の研究者との連携が不可欠である。現在の「官民データ活用推進基本法」に基づき「官民データ活用推進戦略会議」が設置され、そのもとで「官民データ活用推進基本計画実行委員会」が開催されている。しかし、行政記録情報を分析する立場の委員がほとんど含まれていない。内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室は、より実効性のある官民データ活用のためにも経済学・政策評価分野の研究者との連携を進めるべきである。

(3) 「行政機関の保有する個人情報保護法」の規定に関するガイドラインの整備

行政記録情報を学術目的で利用することは、「行政機関の保有する個人情報保護法」の規定の範囲内である。同法では原則として行政機関の保有する個人情報の提供を禁じているが、第8条2四において「学術研究の目的」においては提供可能である旨が明記されている。総務省行政管理局には、この規定に基づき学術利用を可能とするために、利用に関するガイドラインの制定を求める。

その際には、既存の統計調査に基づく公的統計において進められている、学術研究目的でのマイクロデータ利用の動向を参考にすることができる。万全の秘密保護を行いつつ、可用性の高い利用環境の整備を進めるには、匿名化手法の開発、オンサイト施設での利用などが考えられる。これまでのマイクロデータの開示の経験から、どのような処理が必要であるかの方向性を明らかにされることを期待する。

また、行政記録情報によっては、個別法で情報の開示が規制されていると解釈される場合もある。たとえば、税務関連のデータであれば、国税通則法、地方税法、地方公務員法などで、情報の目的外利用が制約されるとされる。作成されるガイドラインでは、こうした個別法に関しても、匿名加工処理などを通じて適用可能な枠組みとすることが望ましい。

(4) 統計調査との連携

行政記録情報を活用していくことは、統計調査の価値を下げるものではない。行政記録情報と統計調査を両輪として、統計全般の品質向上を目指すべきである。特に母集団情報に関しては、統計調査の果たす役割は大きいことを確認し、統計資源の削減につながらないことを求める。

各府省の EBPM 統括責任者においては、管轄業務における行政記録情報と統計調査を一元的に管理することで、統合された情報の整備をすることを望む。網羅的かつ体系的な情報の集約によって、情報の利活用を促進することができる。

また、統計調査と行政記録の照合を可能とすることで、行政記録情報の既存の統計調査との関係を確認でき、情報を補完的に用いることで両者の価値を高める効果がある。両者の照合には、実在の個人と統計調査の対象をつなぐ識別子が必要である。たとえばデンマークでは、個人識別番号を統計調査で調査することが法的に可能となっている[13]。日本でも、マイナンバーを調査項目に含める可能性を探るなど、連携を目指すことが望まれる。現時点では、法律的にも国民感情的にも、個人についてマイナンバーを統計調査で調査することは困難と考えられるが、法的な整備も含め将来的な対応を期待する。

<参考文献>

- [1] 宇南山卓 (2019) 「家計の把握と RICH プロジェクト」『経済研究』第 70 巻 331-356 頁
- [2] 行政保有データ(行政手続等関連)の棚卸結果/行政保有データ(統計関連)の棚卸結果
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/tanaoroshikekka_tetsuduk_i_2018.xlsx (閲覧日 2020 年 1 月 23 日)
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/tanaoroshikekka_toukei.xlsx (閲覧日 2020 年 1 月 23 日)
- [3] 統計改革推進会議 (2017) 「統計推進会議：最終取りまとめ」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu_honbun.pdf (閲覧日 2020 年 1 月 23 日)
- [4] 統計審議会 (1995) 「諮問第 242 号の答申：統計行政の新中・長期構想」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000391231.pdf (閲覧日 2020 年 1 月 23 日)
- [5] 日本統計学会 (2019) 「公的統計に関する臨時委員会 報告書 第二部：公的統計の改善に向けた本委員会の見解と提言」
- [6] 三菱総合研究所 (2016) 「公的統計における行政記録情報の活用に関する調査研究報告書」(内閣府委託) https://www.soumu.go.jp/main_content/000422922.pdf (閲覧日 2020 年 1 月 23 日)
- [7] Bean, Charles (2016) *Independent Review of UK Economic Statistics*. March. GOV.UK.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/507081/2904936_Bean_Review_Web_Accessible.pdf (閲覧日 2020 年 1 月 23 日)
- [8] Browning, Martin, Mette Gortz, and Soren Leth-Petersen (2013) “Housing Wealth and Consumption: A Micro Panel Study.” *Economic Journal* 123: 401-428.
- [9] Card, David, Raj Chetty, Martin Feldstein, and Emmanuel Saez (2010) “Expanding Access to Administrative Data for Research in the United States.” *National Science Foundation White Paper*, September.
- [10] Card, David, Raj Chetty, and Andrea Weber (2007). “Cash-on-Hand and Competing Models of Intertemporal Behavior: New Evidence from the Labor Market.” *Quarterly Journal of Economics* 122(4): 1511-1560.
- [11] Chetty, Raj, John Friedman, Tore Olsen, and Luigi Pistaferri (2011). “Adjustment Costs, Firm Responses, and Labor Supply Elasticities: Evidence from Danish Tax Records.” *Quarterly Journal of Economics* 126(4): 749-804.
- [12] Jarmin, Ron S. (2019) “Evolving Measurement for an Evolving Economy: Thoughts on 21st Century US Economic Statistics.” *Journal of Economic Perspectives* 33(1): 165-184. <https://doi.org/10.1257/jep.33.1.165>
- [13] Kleven, Henrik, Camille Landais, and Jakob Egholt Sogaard (2019) “Children and Gender Inequality: Evidence from Denmark,” *American Economic Journal: Applied*

Economics 11(4): 181-209.

[14] Kreiner, Claus Thustrup, David Dreyer Lassen, and Soren Leth-Petersen (2015) “Measuring the Accuracy of Survey Responses Using Administrative Register Data Evidence from Denmark,” in Carroll, Christopher D., Thomas F. Crossley, and John Sabelhaus eds. *Improving the Measurement of Consumer Expenditures*, University of Chicago Press: 289-307.

<参考資料 1> 審議経過

平成 30 年

メール審議 経済学委員会数量的経済・政策分析分科会（第 1 回）

数量的経済・政策分析分科会の執行部の決定

6 月 9 日 経済学委員会数量的経済・政策分析分科会（第 2 回）

業務統計の利用について

9 月 8 日 経済学委員会数量的経済・政策分析分科会（第 3 回）

業務統計利用

令和元年

6 月 9 日 経済学委員会数量的経済・政策分析分科会（第 4 回）

業務統計利用

10 月 13 日 経済学委員会数量的経済・政策分析分科会（第 5 回）

業務統計利用について

8 月 27 日 日本学術会議幹事会（第 297 回）

提言「行政記録情報の活用に向けて」について承認